

2021年7月8日 全9頁

女性の就労実績を加味した 「新モデル年金」の提唱と試算

ゼロ成長を前提としても夫婦世帯の平均年金額は増加する試算結果に

金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

[要約]

- 政府は、年金受給額の目安として、夫が40年間厚生年金に加入し、妻は40年間専業主婦である世帯を前提とした「モデル年金」を算出し、その将来見通しとともに公表している。しかし、若い世代ほど夫婦の働き方は多様化しており、「モデル年金」が自らの世代が受給する年金額の平均像と乖離することが考えられる。
- 本レポートでは、「新モデル年金」として、就業の有無や形態を特に設定しない、より汎用的な「その世代における夫婦世帯の平均像」を想定し、各世代の男女それぞれの平均的な厚生年金加入実績を持つ夫婦世帯における年金額を試算した。
- 試算の結果、足元の新規年金受給者においては「モデル年金」と「新モデル年金」はほぼ同額であり、「モデル年金」は平均的な年金額の目安としてなお有用なものであることが分かった。しかし、後に生まれた世代ほど女性がより高い賃金水準でより長く働くことが想定されるため「新モデル年金」は「モデル年金」より高額になっていき、その差も開いていく。「モデル年金」は1980年以後生まれの世代が将来受け取る年金受給額の目安としては、あまり有用なものとなっていないものと考えられる。
- 「新モデル年金」では厚生年金の適用拡大による公的年金の充実を端的に示すことができ、長期の実質GDP成長率につき0%を見込む保守的な経済前提においても僅かながら年金額が増加していく見通しを示すことができる。政府には、「新モデル年金」を参考に、働き方の変化を踏まえた新たな年金受給額の目安の算出と公表を検討していただきたい。

[目次]

1. 「モデル年金」の概要と「新モデル年金」の提案	2ページ
2. 標準的ケースの試算結果とその解釈	5ページ
3. 適用拡大の効果	6ページ
4. ゼロ成長ケースの試算結果とその解釈	7ページ
5. おわりに	9ページ

1. 「モデル年金」の概要と「新モデル年金」の提案

「モデル年金」の意義

「モデル年金」とは、昭和40年（1965年）以後、「標準的な被保険者像を想定し、その被保険者が世帯として得られる年金を示したものであり、年金水準を設定したり、制度的に保障される年金の姿を端的に示す際に標準として用いられる概念」¹、いわば「**年金受給額の目安**」として設定されてきた。

モデル年金における「標準的な被保険者像」としては、片働き世帯を想定し、夫は平均的な収入を得て標準的な期間厚生年金に加入し、妻は厚生年金にまったく加入したことがない専業主婦である夫婦世帯を設定している。夫の標準的な厚生年金加入期間や平均的な収入の定義については見直しが行われてきたが、「厚生年金にまったく加入したことがない専業主婦」を前提とすることは昭和40年の創設以後見直されていない。

平成16年（2004年）の制度改正の際には、長期的な給付と負担をバランスさせるためのマクロ経済スライドを導入するにあたり、「モデル年金」は将来的な年金支給額の低下を防ぐための予防線として用いられた。すなわち、現役男子の手取り収入に対するモデル年金の割合を「所得代替率」とし、5年ごとの財政検証の都度、将来の所得代替率の見通しを試算し、5年以内に所得代替率が50%未満となることが見込まれる場合には給付及び負担の在り方について検討を行うことが法定されている。

このため、平成16年以後においてはモデル年金は単なる「年金受給額の目安」にとどまらず、大規模な給付と負担の見直しを行う必要の有無を判定するための、いわば、「**改革要否の判定基準**」の性格も有している。

改革要否の判定基準としては、平成16年にマクロ経済スライド導入という大きな政治的決断を行う際の条件とされたため、たとえその後社会情勢が変化しているとしても、当時の条件をクリアしているかを確認し続けるため、片働き世帯の前提を基にモデル年金を算出することに一定の意義が認められる。

しかしながら、若い世代になればなるほど夫婦の働き方は多様化し、厚生年金に加入して働く女性の割合は上昇しているため、片働き世帯を前提としたモデル年金では、徐々に自分たちの世代が受け取る「年金受給額の目安」の実態に合わなくなるものと考えられる。

このため、筆者は「改革要否の判定基準」としてのモデル年金は現状のまま片働き世帯を前提して算出することとしてよいが、それとは別に、国民に現状をより適切に反映した「年金受給額の目安」を示すための「新モデル年金」を算出し公表すべきと考えている。本レポートでは、各世代の男女の平均的な厚生年金加入実績を用いた「新モデル年金」を提唱し、最新（2019年時点）の政府の財政検証結果を基にその金額の見通しを試算した。

¹ 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会「報告書～女性自身の貢献がみえる年金制度～」(平成13年12月)による。

「モデル年金」と「新モデル年金」の違い

政府が公表する「モデル年金」と本レポートで試算する「新モデル年金」の世帯の設定の違いは、次の図表 1 に示される。「モデル年金」が、夫が給与所得者で妻が専業主婦の「片働き給与所得者世帯の平均像」であるのに対し、「新モデル年金」は夫婦の就業の有無や形態を特に設定しない、より汎用的な「その世代における夫婦世帯の平均像」とした。

図表 1 「モデル年金」と「新モデル年金」の世帯の設定

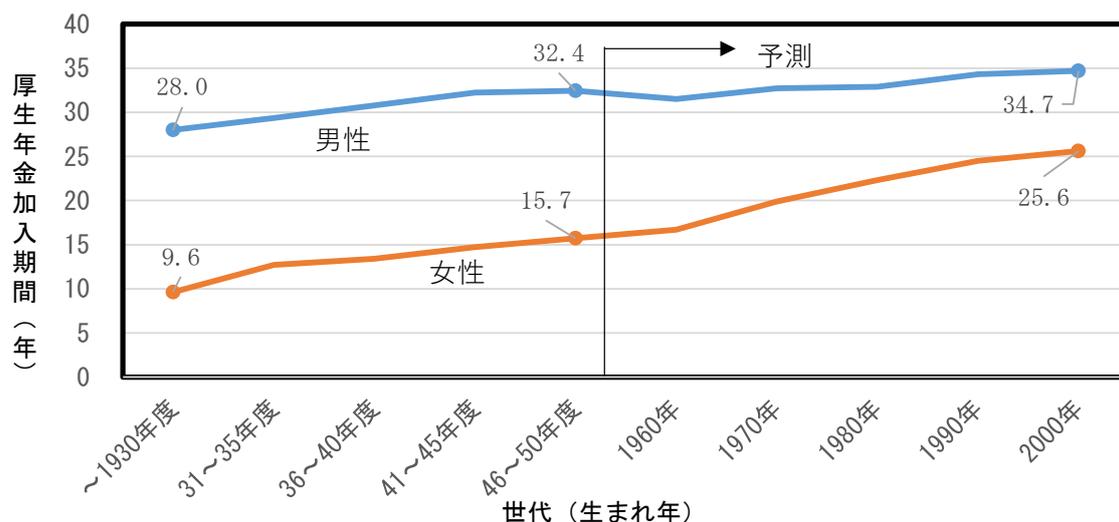
	モデル年金	新モデル年金
世帯の考え方	夫が給与所得者で妻が専業主婦の「片働き給与所得者世帯の平均像」	夫婦の就業の有無や形態を特に設定しない「その世代における夫婦世帯の平均像」
厚生年金の加入期間	夫は 40 年間 妻はゼロ	夫は、その世代の男性平均値 妻は、その世代の女性平均値
収入	夫は男性平均の収入 妻はゼロ	夫は、その世代の男性平均値 妻は、その世代の女性平均値
年金の受給開始時期	65 歳（繰り上げ・繰り下げは考慮しない）	同左

（出所）大和総研作成

各世代の平均厚生年金加入期間の実績および予測

各世代の平均厚生年金加入期間の実績および予測は次の図表 2 に示される。

図表 2 各世代の平均厚生年金加入期間の実績および予測



（注）厚生年金加入期間の実績値は、年金制度の加入期間を40年とみなし、厚生年金（旧共済年金を含む）の加入率に40年を乗じて算出した。予測値は、2019年財政検証における、経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）で制度改正を行わない前提のもの。

（出所）厚生労働省年金局「雇用の変容と年金（高齢期の長期化、就労の拡大・多様化と年金制度）」（2018年11月2日）・厚生労働省「2019(令和元)年財政検証関連資料」（2019年8月27日）をもとに大和総研作成

図表2を見ると、後に生まれた世代ほど女性の厚生年金加入期間が延びていることが分かる。これは、後に生まれた世代ほど就業率が上昇しており、厚生年金に加入して（給与所得者として）就業する人の割合も同様に上昇しているためである。

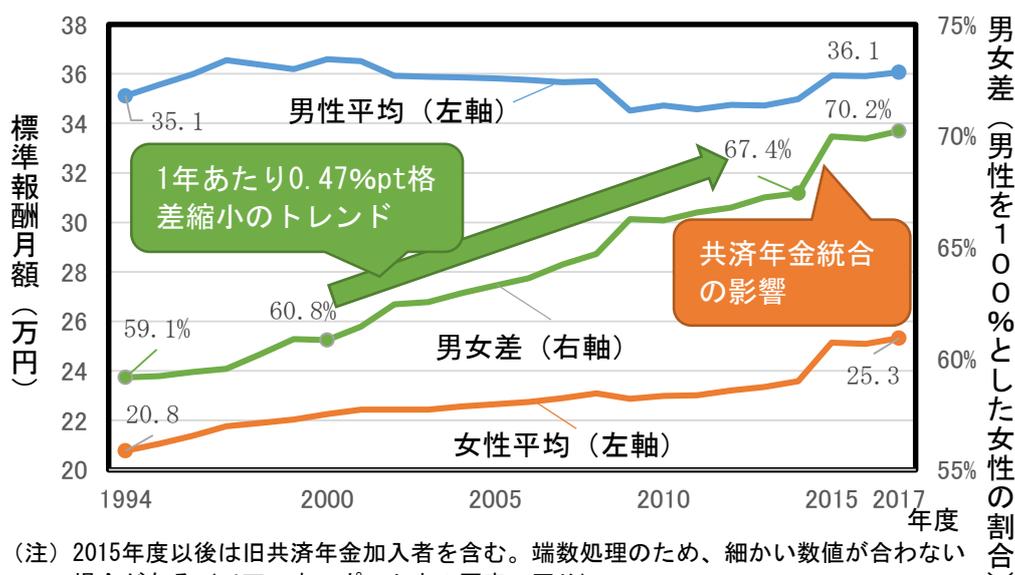
女性の厚生年金加入期間は、1930年度以前生まれ（現在およそ90歳以上）の世代では9.6年であったが、1946～50年度生まれ（現在およそ70～74歳）の世代では15.7年に延びている。政府は今後も女性の厚生年金加入期間が延びることを見込んでおり、2019年財政検証における「経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）」（ただし、制度改正は織り込まない）においては、2000年生まれ（現在およそ20歳）の世代では25.6年となることを見込んでいる。

女性ほど大きな変化ではないものの、男性の厚生年金加入期間も後に生まれた世代ほど延びている。男性の20歳以上60歳未満の期間の就業率は世代による大きな変化はないが、時代が進むほど就業者に占める給与所得者の比率が上昇していることや、60歳以上の就業率が上昇しているため、後に生まれた世代ほど厚生年金加入期間が延びており、今後も延びることが見込まれている。

男女の収入の差の推移と予測

図表3は男女それぞれの厚生年金加入者の標準報酬月額（保険料および給付の算定基礎となる月給²⁾）の平均値の推移を示すものである。

図表3 男女別の標準報酬月額の推移



²⁾ 2003年度から、保険料および給付の算定の基礎となる報酬には「月給」のみならず「賞与」も含むものとなっているが、図表3では過去からのトレンドを確認するため賞与を含まない月給の推移を掲載している。

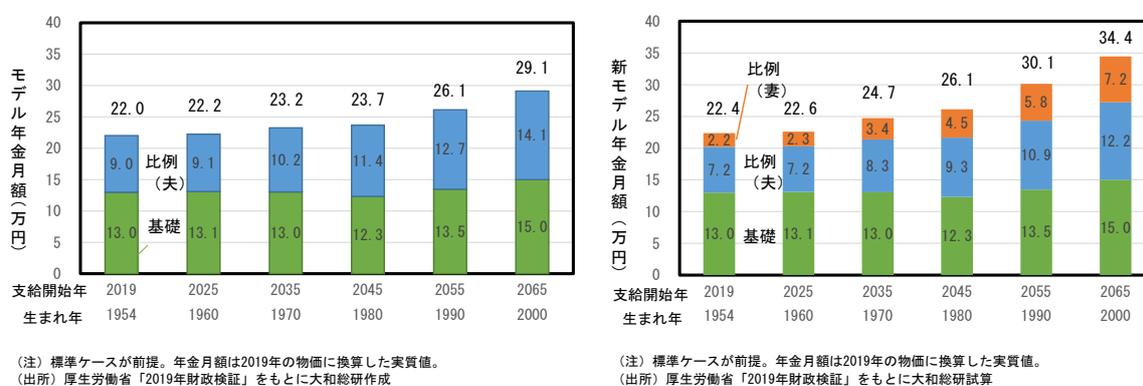
1994年度から2017年度にかけて標準報酬月額（男性平均）はほぼ横ばいで推移しているが、女性は年々増加傾向にある。この結果として、標準報酬月額の男女差は、1994年度から2017年度にかけて23年間で11.1%pt縮小している。

もっとも、2015年度に男女差が大きく縮小しているのは、民間よりも収入の男女差が小さい公務員（共済年金）が厚生年金に統合されたことに伴うものであり、トレンドを反映したものではない。制度改正の影響を受けない2000年度から2014年度までの期間を取ると、14年間で男女差は6.6%pt（年あたり0.47%pt）縮小している。本レポートでは、このトレンドに基づき、男女差が2040年度まで年0.47%pt縮小する（20年間で9.4%pt縮小する）ものとして試算を行った³。

2. 標準ケースの試算結果とその解釈

以上の前提をもとに、2019年財政検証において標準的とされるケース（出生中位・死亡中位・経済前提：ケースⅢ・制度改正を行わないケース。以下標準ケースと呼ぶ）における「モデル年金」と「新モデル年金」の推移を示したものが図表4である。なお、以後、本レポートにおいて年金額はすべて2019年時点の物価に換算した実質の月額で表記する。

図表4 標準ケースにおけるモデル年金（左）と新モデル年金（右）の推移



足元の「モデル年金」と「新モデル年金」はほぼ同水準

1954年生まれ世代に2019年に支給開始された年金は、モデル年金が22.0万円であるのに対し、新モデル年金はそれを僅かに上回る22.4万円であった。モデル年金と新モデル年金はどちらも国民年金（厚生年金期間含む）に40年間加入しているため、基礎年金は同額の13.0万円である。モデル年金と新モデル年金の違いは報酬比例年金に現れる。

モデル年金では夫は40年丸々の厚生年金加入を前提としているのに対し、実際の男性の平均

³ 政府の2019年財政検証においては、男女差は2012年度から2017年度のトレンドで2019年度から2030年度にかけて約10%縮小することを前提としている。

厚生年金加入期間は 32.0 年と 40 年に満たない。このため、夫の分の報酬比例年金は、新モデル年金はモデル年金より 1.8 万円少なくなっている。他方、モデル年金では妻は厚生年金に一切加入していない前提であるが、実際の女性平均の厚生年金加入期間は 16.2 年ある⁴。このため、新モデル年金ではモデル年金にはない妻の分の報酬比例年金が 2.2 万円支給される⁵。

結果として、足元において「新モデル年金」は、夫の報酬比例年金が「モデル年金」に不足する分と妻の報酬比例年金が「モデル年金」を上回る分がほぼ釣り合っているため、「モデル年金」とほぼ変わらない水準となっている。このため、足元において新規年金受給を迎える世代にとっては、「モデル年金」は平均的な年金額の目安としてなお有用なものであるといえる。

将来は「新モデル年金」は「モデル年金」より大きく増える

標準ケースの前提の下では、「モデル年金」は後に生まれた世代ほど増加していくが、「新モデル年金」はそれを上回るペースで増加していく。これは、後に生まれた世代ほど女性がより高い賃金水準でより長く働く（これに加えて、男性もより長く働く）ことを想定しているためである。

「新モデル年金」と「モデル年金」の差は 1954 年生まれ世代は 0.4 万円であったが、1970 年生まれ世代では 1.5 万円、1980 年生まれ世代では 2.4 万円、1990 年生まれ世代では 4.0 万円に拡大する。

2000 年生まれ世代においては「モデル年金」は 29.1 万円であるのに対し、「新モデル年金」は 34.4 万円と、5.3 万円（比率にして 18.2%）の差が生じる。2000 年生まれ世代においては女性の平均厚生年金加入期間が 25.6 年に達し、男性の 34.7 年に迫る水準となることを見込まれる（3 ページの図表 2 参照）。その世代においてもなお、片働き世帯を前提とした「モデル年金」を年金受給額の目安として用いると、実態との乖離が大きくなってしまう。

「モデル年金」は 1980 年以後生まれの世代が将来受け取る年金受給額の目安としては、あまり有用なものとなっていないものと考えられる。

3. 適用拡大の効果

次のページの図表 5 は、人口及び経済については図表 4 と同じ標準的な前提を用いる一方、年金制度は新たに 325 万人規模の厚生年金の適用拡大（2019 年財政検証におけるオプション試算 A②）を行ったケース（以下、適用拡大ケース）における「モデル年金」と「新モデル年金」の推移を示したものである。

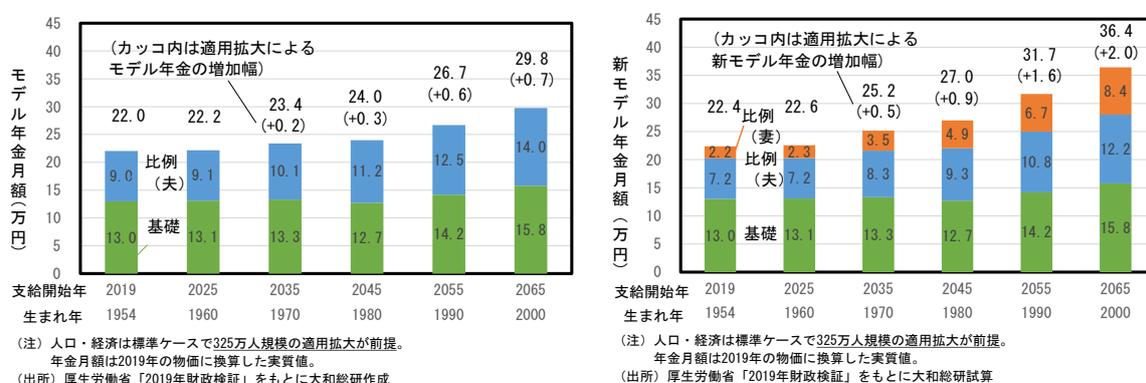
⁴ 1954 年生まれ世代の厚生年金加入期間は図表 2 における「1946～50 年度生まれ」と「1960 年生まれ」のデータの線形補間により推計した。

⁵ 男性よりも女性の方が厚生年金加入 1 年当たり支給される報酬比例年金が少ないのは、男女の賃金差を反映しているためである。

適用拡大を行うと国民年金の財政改善を通じて将来の基礎年金の金額が増加する⁶。このため、夫のみが40年厚生年金に加入することを前提とした「モデル年金」においても、制度改正による基礎年金の増加分が反映される。適用拡大による「モデル年金」の増加幅は、1980年生まれの世代で0.3万円、1990年生まれの世代で0.6万円、2000年生まれの世代で0.7万円である。

これに対し、「新モデル年金」では、適用拡大によって基礎年金が増加するだけでなく、各世代の女性の平均厚生年金加入期間が延びることによって妻分の報酬比例年金も増加する⁷。適用拡大による「新モデル年金」の増加幅は、1980年生まれの世代で0.9万円、1990年生まれの世代で1.6万円、2000年生まれの世代で2.0万円である。

図表5 適用拡大ケースにおけるモデル年金（左）と新モデル年金（右）の推移



現在、政府はより多くの労働者に厚生年金を適用すること（適用拡大）による公的年金の充実を図っているが、「新モデル年金」は適用拡大によって各世代の平均的な年金受給額がどれだけ増加するのかを端的に示す指標としても有用であるだろう。

4. ゼロ成長ケースの試算結果とその解釈

2019年財政検証における標準ケースでは、長期の実質GDPの成長率として年0.4%の成長を見込んでおり、前提が甘いのではないかと批判もしばしば見られる。そこで、保守的な見積もりとして、2019年財政検証において長期の実質GDP成長率を0.0%としたケース（出生中位・死亡中位・経済前提：ケースV・制度改正を行わない（適用拡大を行わない）ケース。以下ゼロ成長ケースと呼ぶ）についても検討する。

⁶ 他方、厚生年金の財政悪化を通じて（厚生年金加入期間が変わらない前提の下では）将来の報酬比例年金の金額は若干減少する。例えば、図表5の1970年生まれの比例（夫）のモデル年金月額が若干減少しているのはその影響である。

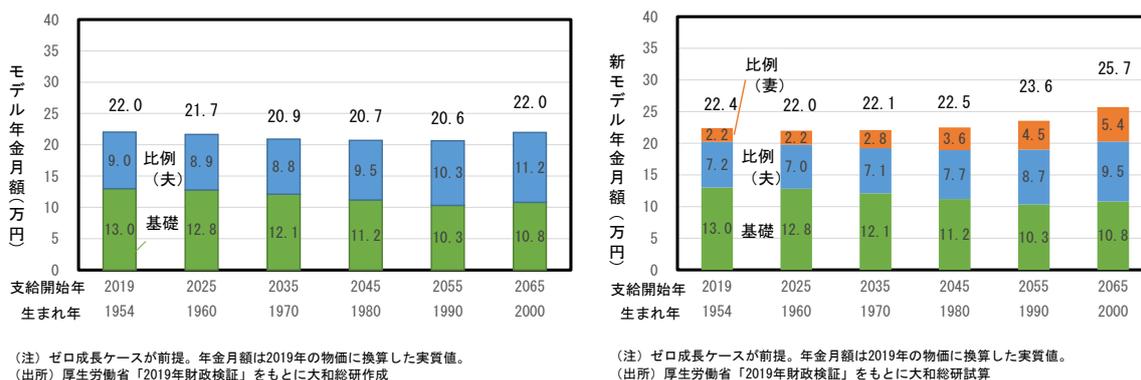
⁷ 夫分の報酬比例年金は、厚生年金財政の悪化による掛け目（現役時代の収入総額に対する年金額の割合）低下による年金額の減少分と平均厚生年金加入期間の延長による年金額の増加分がほぼ均衡しているため、ほぼ変わらない。

図表 6 は、ゼロ成長ケースにおける「モデル年金」と「新モデル年金」の推移を示したものである。

ゼロ成長ケースの下では、実質賃金の上昇分がマクロ経済スライドによる年金額の調整分に追いつかないため、マクロ経済スライドが終了する 2058 年度まで⁸「モデル年金」は減少を続ける見通しとなる。マクロ経済スライドの終了後は、「モデル年金」も増加に転じる見込みである。

「新モデル年金」は、1954 年生まれ世代に 2019 年に支給開始された年金が 22.4 万円であるのに対し、1960 年生まれ世代に 2025 年に支給開始される年金は 22.0 万円と減少する見込みである。しかし、それ以後においては、1970 年生まれ世代は 22.1 万円、1980 年生まれ世代は 22.5 万円、1990 年生まれ世代は 23.6 万円と、マクロ経済スライド実施期間中においても僅かながら増加を続ける見込みである。

図表 6 ゼロ成長ケースにおけるモデル年金（左）と新モデル年金（右）の推移



ゼロ成長ケースを基にした「モデル年金」の見通しからは、経済成長を実現できなければ、年金受給額は後に生まれた世代ほど少なくなり、徐々に老後は貧しいものになっていくというイメージが浮かび上がるかもしれない。しかし、これはあくまで、男性のみが40年間働く「片働き給与所得者世帯」が受給する年金額の平均を前提としたイメージに過ぎない。

実際には、日本はこれまで女性や高齢者の労働参加が伸びてきたし、これからもある程度の労働参加の進展は期待できそうである。ゼロ成長ケースを基にした「新モデル年金」の見通しからは、生産年齢人口が減少していく中でも日本が労働力率や労働者1人当たりの生産性を高めることで現在の経済規模を維持することができれば、平均的な夫婦世帯の年金受給額も現在の水準を維持できる、という姿を思い浮かべることができる。

もちろん、高い経済成長率を目指すことは重要である。しかし、たとえ「ゼロ成長」であったとしても平均的な夫婦世帯の年金受給額は増加するという「新モデル年金」の見通しは、年金制

⁸ その途中の2043年度において、「モデル年金」による所得代替率が50%を割り込む見込みとなっているが、その後も給付と負担の見直しを行わず機械的にマクロ経済スライドによる調整を続けることを前提とした。

度への信頼と安心感を高めるものになるのではないか。

5. おわりに

本レポートでは、国民に現状をより適切に反映した「年金受給額の目安」を示すため、政府がこれまで公表してきた片働き世帯を前提とした「モデル年金」に加えて、実際の男女の厚生年金加入実績を反映した「新モデル年金」を提唱し、試算を行った。

試算の結果、足元の新規年金受給者においては「モデル年金」と「新モデル年金」はほぼ同額であり、「モデル年金」がその世代に支給される平均的な年金額の目安としてなお機能していることが分かった。しかし、後に生まれた世代ほど女性がより高い賃金水準でより長く働くことが想定されるため「新モデル年金」は「モデル年金」より高額になっていき、その差も開いていく。このため、「モデル年金」は1980年以後生まれの世代の将来の年金受給額の目安としては、徐々に機能しなくなっていくものと考えられる。

適用拡大によって厚生年金の加入者が上昇すれば、新たな厚生年金加入者の年金受給額の増加分が、「新モデル年金」にはダイレクトに反映される。「新モデル年金」は適用拡大による公的年金の充実を端的に示す指標としても有用であるだろう。

また、長期的な実質 GDP 成長率をゼロとする保守的な経済見通しの下でも、「新モデル年金」は僅かながら増加していく見通しを示すことができる。経済成長を前提としなくても平均的な夫婦世帯の年金受給額を維持できる見通しを示せば、年金制度への信頼と安心感を高めることができるのではないか。

次回、2024年の財政検証結果の公表時には、「新モデル年金」を参考に働き方の変化を踏まえた新たな年金受給額の目安の算出と公表を検討していただきたい。

【以上】